



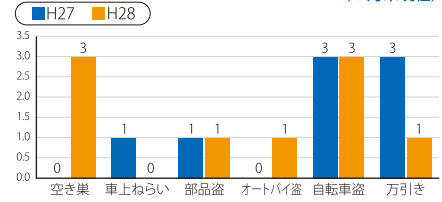
ニセ電話気づかせ隊 ～家族の絆、地域の力、ひと声かけて被害ゼロ～

「ニセ電話気づかせ隊」とはニセ電話詐欺の被害防止活動に取り組む団体で、平成27年12月末現在で8,292団体、28万1,458人が参加しています。気づかせ隊の積極的な声かけや素早い通報により、平成27年中は一昨年を大幅に上回る11億3,135万円ものニセ電話詐欺被害を水際で阻止しています。

被害阻止事例

- ① 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作していたことから声をかけ、「払戻金がある」という理由なのに振込手続だったためニセ電話詐欺であることが判明
- ② 高齢者が大量のギフトカードを購入しようとしていたことから、用途を確認し、「サイトの利用料金を支払う」という理由を聞いてニセ電話詐欺であることが判明

小郡警察署管内の犯罪および交通事故の発生状況
(2月末現在)



○ 刑法犯発生件数	28件(-3件)
○ 交通事故発生状況	
発生件数	30件(-9件)
死者数	0人(±0人)
傷者数	42人(±0人)

※ () は、昨年同月比を示す

毎月9日は
防火の日

こちら119

久留米広域消防本部
三井消防署 ☎72-5101



火災発生！！初期対応の3原則

火災はちょっとした不注意から起こり、時には生命に危険を及ぼすこともあります。しかし、素早く安全に対処することで、尊い生命を守ることができます。もしもの時の行動について、日頃から確認しておきましょう。

通報

- ・「火事だ!!」と大声を出し、隣近所に知らせる
- ・小さな火でもすぐに119番通報する

初期消火

- ・水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩くなど手近なものを最大限に活用する
- ・火が小さいうちは消火可能ですが、天井まで燃え移った場合には直ちに消火をあきらめ、避難する

避難

- ・お年寄りや子ども、体の不自由な人を優先して避難させる
- ・避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を遮断する
- ・煙の中を逃げるときは、できるだけ姿勢を低くし、濡れタオルやハンカチで口を覆って、煙を吸い込まないようにする
- ・いったん逃げたら、再び建物内に戻らない

消費生活相談室

小郡市消費生活相談室
☎72-2111内線144

窓口開設日
毎週月・火・木・金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時

4月1日から電力の小売全面自由化が始まります

これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。

相談事例

- ・知らない電力会社から「当社と契約すれば電気を安く提供できる」と電話があったが、本当か？ (60歳代、男性)
- ・小売電気事業者の切り替えを検討中。契約の際の留意点を教えてほしい。(50歳代、男性)

ひとこと助言

- ・小売電気事業者は、国の登録を受けなければ家庭に電気を販売することはできません。登録事業者については、経済産業省ホームページの登録事業者一覧または経済産業省の専用電話0570-028-555で確認できます。
- ・最初に小売電気事業者を切り替える場合、スマートメーター(遠隔での検針などが可能となる新しい電力計)への取替工事が原則必要です。メーターの費用負担はありませんが、工事費用が生じる可能性があります。
- ・小売電気事業者が消費者と販売契約を結ぶ際に、書面を渡して説明^{※1}すること、契約締結後は、契約書面の交付^{※2}が義務付けられています。契約内容を十分理解してから契約し、契約書面などは大切に保管しましょう。

※1 事業者の社名や連絡先、電気の供給開始日、契約期間、契約期間満了後の契約更改手続、毎月の電気料金およびその算定方法、電気料金の割引条件と割引金額および割引対象期間、解約手数料などについて説明することが義務付けられています

※2 訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます